

平成十五年内閣府令第五十四号

各種勲章及び大勲位菊花章頸飾の制式及び形状を定める内閣府令
勲章制定の件（明治八年太政官布告第五十四号）第六条の規定に基づき、各種勲章及び大勲位菊花章頸飾の制式及び形状を定める内閣府令を次のように定める。

（旭日章の制式及び形状）

第一条 旭日章、その副章及びその略綬の制式及び形状は、次の表及び図のとおりとする。

区分	章		鈕	綬	
	地金表面	裏面		図柄	幅
旭日大銀綬章	日 赤色七宝 光線金色と白 色七宝	表面と同様	径六十七ミ リメートル 七宝、葉緑色七宝と する。裏に「勲功旌 章」の文字を刻する。	織地白色、 双線紅色	男性に授与す る場合は百ミ リメートル。 女性に授与す る場合は七十 九ミリメー トル。
旭日重銀綬章及び旭日大銀綬章の副章	日 赤色七宝 光線金色と白 色七宝	表面と同様	無鈕	織地白色、 双線紅色	
旭日中銀綬章及び旭日重銀綬章の副章	日 赤色七宝 光線金色と白 色七宝	表面と同様	五七桐とし、花紫色七宝、葉緑色七宝と する。裏に「勲功旌 章」の文字を刻する。	織地白色、 双線紅色	三十六ミリメ ートル
旭日小銀綬章	日 赤色七宝 光線金色と白 色七宝	「勲功旌章」 の文字を刻す る。	五七桐とし、花紫色七宝、葉緑色七宝と する。	織地白色、 双線紅色 綵花を付着 する。	三十六ミリメ ートル
旭日双銀綬章	日 赤色七宝 光線金色と白 色七宝、 銀色と白 色七宝	「勲功旌章」 の文字を刻す る。	五三桐とし、花紫色七宝、葉緑色七宝と する。	織地白色、 双線紅色	三十六ミリメ ートル
旭日単銀綬章	日 赤色七宝 光線銀色と白 色七宝	「勲功旌章」 の文字を刻す る。	五三桐とし、花紫色七宝、葉緑色七宝と する。	織地白色、 双線紅色	三十六ミリメ ートル
図 の略綬	旭日章地白色、線及び緑紅色。直径七ミリメートル。旭日大綬章、旭日重光章及び旭日中綬章のものには翼を付着する。				

旭日大綬章
（表面）



旭日重光章及び旭日大綬章の副章
（表面）



旭日中綬章及び旭日重光章の副章
（表面）



旭日小綬章
（表面）





区分	表	<p>(瑞宝章の制式及び形状)</p> <p>第二条 瑞宝章、その副章及びその略綬の制式及び形状は、次の表及び図のとおりとする。</p>		<p>旭日中綬章及び旭日重光章の副章の綬</p>
	章	<p>旭日双光章</p>	<p>旭日小綬章</p>	
鈕	表	<p>旭日単光章</p>	<p>旭日中綬章</p>	<p>旭日章の略綬</p>
	章	<p>旭日単光章</p>	<p>旭日重光章</p>	
綬				<p>旭日双光章及び旭日単光章の綬</p>

		瑞宝大銀		瑞宝中綬銀		瑞宝重光章及び瑞宝重光章の副章		瑞宝小銀		瑞宝双銀		瑞宝単銀	
		鏡		鏡		鏡		鏡		鏡		鏡	
		連珠		連珠		連珠		連珠		連珠		連珠	
		光線		光線		光線		光線		光線		光線	
	裏面	銀、地藍金色とし、「勳功旌章」の文字をリメートル刻する。	銀、地藍金色とし、「勳功旌章」の文字をリメートル刻する。	銀、地藍金色とし、「勳功旌章」の文字をリメートル刻する。	銀、地藍金色とし、「勳功旌章」の文字をリメートル刻する。	銀、地藍金色とし、「勳功旌章」の文字をリメートル刻する。	銀、地藍金色とし、「勳功旌章」の文字をリメートル刻する。	銀、地藍金色とし、「勳功旌章」の文字をリメートル刻する。	銀、地藍金色とし、「勳功旌章」の文字をリメートル刻する。	銀、地藍金色とし、「勳功旌章」の文字をリメートル刻する。	銀、地藍金色とし、「勳功旌章」の文字をリメートル刻する。	銀、地藍金色とし、「勳功旌章」の文字をリメートル刻する。	銀、地藍金色とし、「勳功旌章」の文字をリメートル刻する。
	寸法	直径六十七ミリ	直径六十六ミリ	直径五十五ミリ	直径四十六ミリ	直径三十九ミリ	直径三十九ミリ	直径三十九ミリ	直径三十九ミリ	直径三十九ミリ	直径三十九ミリ	直径三十九ミリ	直径三十九ミリ
	図柄	五七桐とし、花織地藍色、葉双線橙黄色、白色七宝とする。	五七桐とし、花織地藍色、葉双線橙黄色、白色七宝とする。	五七桐とし、花織地藍色、葉双線橙黄色、白色七宝とする。	五七桐とし、花織地藍色、葉双線橙黄色、白色七宝とする。	五七桐とし、花織地藍色、葉双線橙黄色、白色七宝とする。	五七桐とし、花織地藍色、葉双線橙黄色、白色七宝とする。	五七桐とし、花織地藍色、葉双線橙黄色、白色七宝とする。	五七桐とし、花織地藍色、葉双線橙黄色、白色七宝とする。	五七桐とし、花織地藍色、葉双線橙黄色、白色七宝とする。	五七桐とし、花織地藍色、葉双線橙黄色、白色七宝とする。	五七桐とし、花織地藍色、葉双線橙黄色、白色七宝とする。	五七桐とし、花織地藍色、葉双線橙黄色、白色七宝とする。
	幅	男性に授与する場合は百ミリメートル。女性に授与する場合は七十九ミリメートル。	無綬	無綬	無綬	無綬	無綬	無綬	無綬	無綬	無綬	無綬	無綬

瑞宝章の地及び縁藍色、線橙黄色。直径七ミリメートル。瑞宝大綬章、瑞宝重光章及び瑞宝中綬章のものには翼を付着する。

瑞宝大綬章 (表面)



(裏面)

瑞宝重光章及び瑞宝大綬章の副章 (表面)



(裏面)

瑞宝中綬章及び瑞宝重光章の副章 (表面)



(裏面)



瑞宝小綬章
(表面)



(裏面)

瑞宝双光章
(表面)



(裏面)



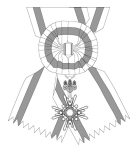
瑞宝单光章
(表面)



(裏面)



瑞宝大綬章の綬



瑞宝中綬章及び瑞宝重光章の副章の綬









瑞宝小綬章の綬



瑞宝双光章及び瑞宝单光章の綬



瑞宝章の略綬

<p>瑞宝大綬章</p> 	<p>瑞宝重光章</p> 
<p>瑞宝中綬章</p> 	<p>瑞宝小綬章</p> 
<p>瑞宝双光章</p> 	<p>瑞宝单光章</p> 



(桐花大綬章の制式及び形状)

第三条 桐花大綬章、その副章及びその略綬の制式及び形状は、次の表及び図のとおりとする。

区分	章		鈕	綬	幅
	地金表面	裏面			
桐花大銀綬章	日 赤色七宝	表面と同様	五七桐とし、花紫織地紅色七宝、葉綠色七、双線白合は百ミリメートル。女性に授与する場合は七十九ミリメートル。	図柄	幅
	光線 銀色と紅色七宝、金色と白色七宝の二重	裏面と同様			
桐花大銀副章	日 赤色七宝	「勲功旌章」の文字を刻りメートル	無鈕	無綬	幅
	光線 銀色と紅色七宝、金色と白色七宝の二重				
桐花大地及び縁紅色、線白色。直径七ミリメートル。翼を付着する。	桐花紫色七宝				

図

桐花大綬章
(表面)

(裏面)

同副章
(表面)



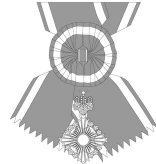
(裏面)



同綬



同略綬



表

第四条 (大勲位菊花大綬章の制式及び形状)

大勲位菊花大綬章、その副章及びその略綬の制式及び形状は、次の表及び図のとおりとする。

区分	章		鈕	綬	幅
	地金表面	裏面			
大勲位菊銀綬章	日 赤色七宝	表面と同様	菊花とし、黄色七宝とする。裏面に「大勲位菊花大綬章」の文字を刻する。	図柄	幅
	光線 金色と白色七宝、銀色七宝の二重	裏面と同様			
大勲位菊銀副章	日 赤色七宝	「大勲位菊花大綬章」の文字を刻りメートル	無鈕	無綬	幅
	光線 金色と白色七宝、銀色七宝の二重				



寸法	中央	花金、葉綠色七宝
	連環	径三九ミリメートル 長径二十八ミリメートル、短径二十四ミリメートル
連環	古篆明の字	金
	古篆治の字	
中央	菊	花金、葉綠色七宝
	橢円形	
中央	円形	
大勲位菊花章頸飾		

表
第六条 大勲位菊花章頸飾の制式及び形状は、次の表及び図のとおりとする。

宝冠杏葉章	宝冠白蝶章	宝冠藤花章
宝冠波光章		

附則
1 この府令は、平成十五年十一月三日から施行し、同日以降の日付をもって授与される勲章から適用する。
2 各種勲章及び大勲位菊花章頸飾の図様（明治二十一年閣令第二十一号）は、廃止する。